

# 河内長野市 国民健康保険 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金 Q&A

## Q 1

対象者の条件の「新型コロナウイルス感染症に感染または、感染の疑いで療養のために労務に服することができず、その期間が連続した3日間を含む4日以上の人」に該当しますが、「その期間が連続した3日間を含む4日以上」とは、具体的にどのような場合ですか。

## A 1

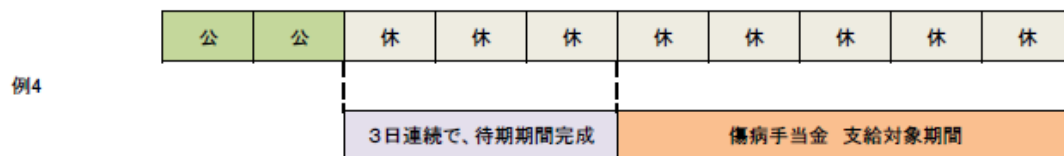
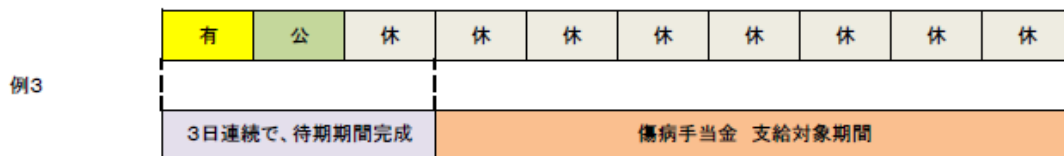
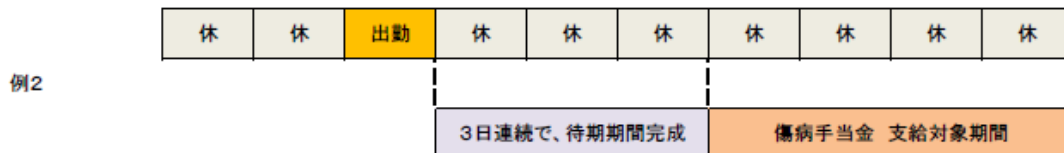
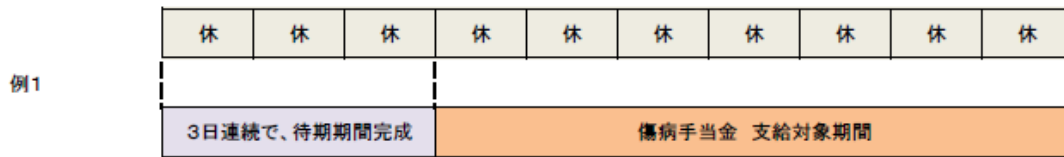
待機期間は、「労務に服する予定だったが、労務に服することができなかつた日」から起算され、当該日以降に労務に服することができない日が3日連続して初めて完成します。待機期間中の有給、無給は問われません。

つまり、3日連続して仕事を休んでいることが必要で、3日間のうち1日目は、労務に服する予定であったが、労務に服することができなかつた日（有給休暇でも可）であることが必要です。3日間のうち2日目・3日目は、公休日（土日祝等の会社で定められた休暇）や祝日、有給休暇取得日でも構いません。

療養のために3日連続して休んだ（待機期間完成）後、4日目以降の「新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含む）により、労務に服することができなかつた期間における無給休暇の日」が支給対象になります。

[待機期間完成の例]

図中の意味 休：無給休暇、公：土日祝等の会社で定められた休暇、有：有給休暇



\* 公休日は元々勤務を要しない日であるため、例4のように待機期間の起算日として扱いません。  
例3のように、有給で出勤を要する日に休んだ場合は、1日目から待機期間の起算日として考えます。

## Q 2

所得はすべて支給対象になりますか。通勤手当や食事手当の支給はどうですか。

## A 2

非課税所得は支給対象外です。課税所得の場合は支給対象となりますので、申請書兼請求書（事業主記入用）に各種手当を事業主に記入してもらう場合は、「賃金計算方法」の欄に当該手当が課税所得であることを明記してもらってください。

通勤手当は、限度額以内である等の条件を満たせば、非課税所得となり、課税されません。通勤手当が非課税所得のみの場合、申請書兼請求書（事業主記入用）への記載は不要です。

一定の限度額を超えていて、通勤手当に課税所得が含まれる場合は、「支給額（A・B・C）」に、期間ごとの手当支給額（課税所得・非課税所得の区別なく、合計額）を記載してもらってください。その上で、「賃金計算方法」の欄に、非課税所得金額と課税所得金額の内訳（期間ごと）を事業主に記載してもらってください。課税所得部分のみが支給対象となります。詳細は、国税庁のホームページをご確認ください。

食事手当の支給があった場合、一定の条件を満たせば、非課税となることがあります。非課税所得のみの場合、申請書兼請求書（事業主記入用）への記載は不要です。課税所得である場合は、「賃金計算方法」にその旨を明記してもらってください。非課税となる条件等は、国税庁のホームページをご確認ください。

## Q 3

被保険者には自覚症状はないものの、検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されますか。

## A 3

傷病手当金の支給対象となり得ます。

## Q 4

被保険者が発熱等の自覚症状があるため自宅療養を行っており、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されますか。

## A 4

傷病手当金の支給対象となり得ます。ただし、自己申告だけではなく、指定の申請書兼請求書にて、医療機関や事業主の証明が必要です（医療機関を受診できず、医療機関の証明が取れない場合は、Q 14をご参照ください）。

\*新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、令和4年8月9日以降に申請を受け付けるものについて、当面の間、臨時的な取り扱いとして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給申請に際し、申請書兼請求書（医療機関記入用）の添付は不要とし、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を申請書兼請求書（被保険者記入用）、申請書兼請求書（事業主記入用）で事業主に証明していただくこと等により、保険者（河内長野市国民健康保険）において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとします。

**Q 5**

傷病手当金の支給のための必要な意見書の交付を医療機関に求めた場合、費用はかかりますか。

**A 5**

傷病手当金意見書交付料100点(10割部分。1点10円なので、1,000円)が算定されます。国民健康保険における負担割合(2割または3割)に応じた費用がかかります。意見書交付費用は、傷病手当金の支給には含まれません。

なお、厚生労働省は「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」としているため、今後変更になる可能性もあります。

**Q 6**

PCR検査の結果が陰性であったものの、風邪の症状や発熱が続いており、感染の疑いが完全に否定できず、労務に服さなかった場合でも、傷病手当金は支給されますか。

**A 6**

一度のPCR検査の結果が陰性であっても、風邪症状や発熱が続いている等、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合は、支給対象になり得ます。

**Q 7**

被保険者には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由において、被保険者が休暇を取得した場合には傷病手当金は支給されますか。

**A 7**

この度の傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されません。

**Q 8**

子どもがPCR検査の結果、陽性でした。幼稚園児のため、母親である私が休業し、自宅で面倒を見なければなりません。私自身は濃厚接触者ですが、PCR検査の結果、陰性で、自覚症状もありません。

私について傷病手当金は支給されますか。

**A 8**

ご自身がPCR検査の結果、陰性で、自覚症状もない場合は、支給されません。

ご自身がPCR検査の結果、陽性で休業せざるを得ない場合や、ご自身に自覚症状があり感染が疑われたために休業し、結果的にPCR検査で陰性だった場合は、支給対象になり得ます。

**Q 9**

個人事業主として、自営業を営み、給与等の支払いを受けていない場合、支給対象になりますか。

また、個人事業主である夫から、妻が給与等の支払いを受けている場合、妻は支給対象になりますか。

## A 9

勤務先から給与等の支払いを受けている人が対象なので、個人事業主の人は支給されません。

個人事業主の家族（妻等）で、青色事業専従者及び白色事業専従者の給与の支払いを受けている人については、支給対象となります。

ただし、青色事業専従者及び白色事業専従者であることの確認のため、申請書兼請求書（事業主記入用）の「賃金計算方法」の欄に、「青色（白色）事業専従者です」等と事業主に明記してもらうようにしてください。

それに加えて、確定申告書のコピーを添付してください。第一表及び第二表の両方に専従者であることを記載し、税務署の受付印を押してもらった上で、第一表及び第二表の両方のコピーを提出してください。

申請書兼請求書（事業主記入用）における勤務証明が令和3年12月～令和4年2月である等、年をまたぐ場合は、令和3年1月～12月の所得の確定申告書、令和4年1月～12月の所得の確定申告書の両年分のコピーが必要です。

確定申告をインターネット上で行い、パソコンから確定申告書の控えを印刷する場合は、税務署の受付印がありませんが、そのままご提出ください。

## Q 1 0

事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したこと等により、事業所全体が休業し、労務を行っていない期間については、傷病手当金は支給されますか。

## A 1 0

この度の傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されません。

ただし、被保険者自身が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、被保険者が労務に就くことを予定していた日に、新型コロナウイルス感染症による感染拡大の影響等により勤務先の事業所が休業となった場合には、当該労務に就くことを予定していた日が傷病手当金の支給対象となります。

## Q 1 1

感染の疑いがない者が、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合についても、傷病手当金は支給されますか。

## A 1 1

傷病手当金は「療養のため労務に服することができないとき」に支給するものであるため、感染の疑いがないものの、自治体からの外出自粛要請や事業主からの指示で労務に服さなかった場合は、傷病手当金は支給されません。

## Q 1 2

現在は感染していないが、後遺症で労務に服することができません。その期間についても、傷病手当金は支給されますか。

## A 1 2

後遺症で労務に服することができない期間は、支給の対象となりません。今回の傷病手当金は、感染拡大防止が主な目的となっています。ご自身が感染、あるいはご自身に感染の疑いがあり、労務に服することができなかつた期間が、支給対象となります。

## Q 1 3

新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安はありますか。

## A 1 3

厚生労働省のホームページにて、最新の情報をご確認ください。

## Q 1 4

「労務不能（仕事につくことができなかった）期間」であるかどうかは、どのように判断すればよいですか。また、医療機関を受診しておらず、医療機関の証明が取れない場合は、どうすればいいですか。

## A 1 4

「労務不能期間」は、当該者が医療機関において、被保険者が提出する申請書兼請求書（医療機関記入用）に必要な事項を記載してもらい、その医療機関の証明で判断されることとなります。

\*新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、令和4年8月9日以降に申請を受け付けるものについて、当面の間、臨時的な取り扱いとして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給申請に際し、申請書兼請求書（医療機関記入用）の添付は不要とし、被保険者が療養のため労務に服さなかつた旨を申請書兼請求書（被保険者記入用）、申請書兼請求書（事業主記入用）で事業主に証明していただくこと等により、保険者（河内長野市国民健康保険）において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとします。

また、当該者が医療機関を受診しないまま体調が改善した場合（「濃厚接触者として保健所でPCR検査を受けて陽性であり、そのまま自宅やホテルで療養をしたため、医療機関を受診できなかった」等）には、被保険者が支給申請書兼請求書（被保険者記入用）にその旨を記載するとともに、当該申請書兼請求書の記載内容（療養のために休んだ期間等）を事業主が確認し、事業主で把握している労務不能の期間等の情報と照らして相違がないことを当該申請書兼請求書の中で事業主に証明してもらってください。それにより保険者（河内長野市国民健康保険）が労務不能と認めた場合には、傷病手当金が支給されます。

## Q 1 5

労務に服することができなくなった日とは、いつからいつまでですか。

## A 1 5

基本的には、医療機関において労務不能と認められた日付（申請書兼請求書（医療機関記入用）の「労務不能と認めた期間」）で判断します。

ただし、被保険者が体調不良等により医療機関を受診できなかった場合等、個々の事情によっては、事業主による証明やレセプト情報等をもとに、個別に判定されます。

\*新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、令和4年8月9日以降に申請を受け付けるものについて、当面の間、臨時的な取り扱いとして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給申請に際し、申請書兼請求書（医療機関記入用）の添付は不要とし、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を申請書兼請求書（被保険者記入用）、申請書兼請求書（事業主記入用）で事業主に証明していただくこと等により、保険者（河内長野市国民健康保険）において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとします。

#### Q 1 6

直近の継続した3か月間の給与等の収入の把握方法は？

#### A 1 6

被保険者は、事業主に対し、申請書兼請求書（事業主記入用）に給与等の支払額の記載を依頼してください。なお、直近3か月間において複数の事業所に勤務しており、それぞれの事業主での就労ごとに傷病手当金の申請をする場合は、各事業主において申請書兼請求書を作成してもらう必要があります。必要に応じて、後日、河内長野市国民健康保険より事業主へ書類の提出を求めることがあります。

#### Q 1 7

「直近の継続した3か月間の給与等」の「直近の継続した3か月間」とは、具体的にどの3か月間ですか。

#### A 1 7

申請書兼請求書（事業主記入用）に記載のとおり、「労務に服することができなかった期間の属する月の直近3か月」です。労務に服することができなかったのが令和4年8月であれば、その月を含む直近3か月なので、令和4年6、7、8月の3か月の勤務状況や賃金支給状況を事業主に証明してもらってください。

申請書兼請求書（事業主記入用）において、「無給休暇（日付に「×」）が付きはじめた月、その前月、その前々月」の3か月の勤務状況になります。したがって、医療機関が労務不能と認めたのが8月31日の場合でも、8月31日が「有給休暇（日付に△）」、9月1日が「無給休暇（日付に「×」）」であれば、9月（×が付きはじめた月）を含む3か月になるので、7～9月の勤務状況や給与を事業主に証明いただくことになります。

なお、賃金計算の締日が月末でない場合は、Q 1 8もあわせてご参照ください。

#### Q 1 8

賃金計算の締日が毎月10日です。申請書兼請求書（事業主記入用）の賃金支給状況は、賃金計算の期間にあわせて記入してもらえればよいですか。

#### A 1 8

申請書兼請求書（事業主記入用）の賃金支給状況は、賃金計算の期間にあわせて記入してもらってください。「直近3か月の勤務状況」についても、同様です。下記の記入例をご参照ください。

(無給休暇の期間が、賃金計算期間の1期間におさまる場合)

下図では、無給休暇の期間が「9/3～9/8」で、賃金計算期間「8/11～9/10」におさまっています。

## 国民健康保険傷病手当金支給申請書兼請求書(事業主記入用)

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況及び賃金支払状況等をご記入ください。

対象被保険者氏名		国保 二郎														
①新型コロナウイルス感染症(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)により、労務に服することができなかった期間の属する月における勤務状況 上記の事由による無給休暇の日数を×で表示してください。					左記の事由による 無給休暇の日数											
令和4年9月	1	2	×	4	×	7	×	9	10	11	12	13	14	15	4 日	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29		30
令和 年 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
②新型コロナウイルス感染症(発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む)により、労務に服することができなかった期間の属する月の直近3か月の勤務状況 【出勤は○】、【有給休暇は△】、【上記の事由による無給休暇は×】、【その他の休暇(賃金が生じる)は=】、【その他の休暇(賃金が生じない)は/】でそれぞれ表示してください。					賃金が生じた日数の計 (○、△、= の計)											
令和4年6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	○	12	○	14	15	(6/11～7/10) 8 日
	16	○	18	19	20	○	22	○	24	25	26	○	28	○	30	31
令和4年7月	1	2	3	4	5	6	7	○	9	10	11	12	○	14	15	(7/11～8/10) 10 日
	16	17	18	○	20	○	22	23	24	○	26	○	28	29	○	31
令和4年8月	○	2	3	○	5	6	7	8	9	10	11	○	13	14	15	(8/11～9/10) 6 日
	16	○	18	19	20	○	22	23	○	25	○	27	○	29	30	31
令和4年9月	1	2	×	4	×	7	×	9	10	11	12	13	14	15		
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
事業主が証明するところ	②の期間に対して、賃金を支払いましたか?	1. はい	給与の種類	<input type="checkbox"/> 月給	<input type="checkbox"/> 時間給	賃金計算	締日	毎月10日	日							
		2. いいえ		<input type="checkbox"/> 日給	<input type="checkbox"/> 歩合給		支払日	○当月	月末	日						
	②の期間の課税対象となる賃金支給状況をご記入ください。ただし、期末勤勉手当(賞与)は除く。															
支給した賃金内訳	期間	単価(円)	6月11日～	7月11日～	8月11日～											
	区分		7月10日分	8月10日分	9月10日分											
			(A)支給額(円)	(B)支給額(円)	(C)支給額(円)											
	基本給	1000000	1000000	1000000	1000000											
	時給	1000	80000	100000	60000											
	皆勤手当	100000	10000	10000												
	手当															
	手当															
現物給与																
計		190000	210000	160000												
			賃金支給総額(上記(A)～(C)の合計)			560000円										
賃金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。 (6/11～7/10) 基本給10万円+時給1,000円×80時間+皆勤手当1万円 (7/11～8/10) 基本給10万円+時給1,000円×100時間+皆勤手当1万円 (8/11～9/10) 基本給10万円+時給1,000円×60時間+皆勤手当1万円 *皆勤手当は課税所得です。																
<input checked="" type="checkbox"/> 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。)を支払っている。 上記のとおり相違ないことを証明します。 事業所所在地 河内長野市○×町3丁目5-6 事業所名称 株式会社 河内長野○×未来物流 事業主氏名 事業主 主造																
担当者氏名	長野 花子	電話番号	456-123-7890													





**Q 1 9**

今後、適用期間の延長はあり得ますか？

**A 1 9**

国においては、「今後の国内の感染状況等を注視していく」とされているので、それによります。

**Q 2 0**

傷病手当金の支給申請前に死亡した場合、その相続人から申請はできますか？

**A 2 0**

就業日当たりの給与収入及び労務に服することができない期間等を適切に証明できる場合は、申請できます。

**Q 2 1**

申請に期限はありますか。

**A 2 1**

労務不能であった日ごとにその翌日から起算され、その消滅時効の期間は2年間です。

## 国民健康保険傷病手当金 計算例

(市ホームページ記載の申請書兼請求書の記入例を元に作成。Q18の記入例による計算ではありません)

①	$135,000 \text{ (円)} + 135,000 \text{ (円)} + 125,000 \text{ (円)}$ $= 395,000 \text{ (円)} \cdots \text{直近3か月の給与等の合計}$
②	$R3.6.1 \sim R3.8.31 \text{ まで} = 22 \text{ (日)} \cdots \text{勤務日数}$ $* 9 \text{ (日)} + 8 \text{ (日)} + 5 \text{ (日)} = 22 \text{ (日)}$
③	$395,000 \text{ (円)} \div 22 \text{ (日)} \approx 17,950 \text{ (円)} \cdots \text{「勤務1日あたりの収入」}$ $* 10 \text{ 円未満四捨五入}$
④	$17,950 \text{ (円)} \times 2 \div 3 = 11,967 \text{ (円)} \cdots \text{「勤務1日あたりの収入」の3分の2}$ $* 1 \text{ 円未満四捨五入}$
⑤	$11,967 \text{ (円)} \times 7 \text{ (日)} = 83,769 \text{ (円)} \cdots \text{今回の支給額。}$ $* \text{④ (1日当たりの傷病手当金の支給額)} \times \text{傷病のために休んだ日数}$

○傷病のために休んだ日数：7日

傷病手当金の支給対象となる日数は、「労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日」です。「労務に服することができなかった日」は、医療機関において労務不能と認められた日付（申請書兼請求書(医療機関記入用)の「労務不能と認めた期間」）で原則判断することとなり、今回は令和4年8月10日から令和4年8月31日となります。令和4年8月10日から起算して3日を経過した日（令和4年8月13日）から、労務に服することができない令和4年8月31日までの期間のうち、労務に就くことを予定していた日は、8月13、19、20、21、25、26、27日の7日間になります。

\*新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大を踏まえ、令和4年8月9日以降に申請を受け付けるものについて、当面の間、臨時的な取り扱いとして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給申請に際し、申請書兼請求書（医療機関記入用）の添付は不要とし、被保険者が療養のため労務に服さなかった旨を申請書兼請求書（被保険者記入用）、申請書兼請求書（事業主記入用）で事業主に証明していただくこと等により、保険者（河内長野市国民健康保険）において労務不能と認められる場合、傷病手当金を支給する扱いとします。